

【協議】公共交通実証実験（デマンド交通）について

1. 運行事業者の決定

公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を決定しました。

優先交渉権者：名鉄西部交通株式会社

～ 経 緯 ～

- ・ 前回の地域公共交通会議にて、各委員からの指摘を受け、運行事業者の選定方法について追加協議となりました。
- ・ 追加協議の結果として、以下の承認を得ました。
 - ①業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」とする。
 - ②募集要領・仕様書の内容協議については、地域公共交通会議内で専門部会を設置し、専門部会にて協議する。
- ・ 専門部会の委員については、犬山市地域公共交通会議規則第5条第2項にて、「委員の中から会長が指名する」と明記されています。
磯部会長の指名により、磯部会長、高木委員、上原委員、飯坂委員、森岡委員の5名を選出させていただきました。
- ・ 令和4年7月15日（金）に第1回専門部会を開催。
プロポーザル実施にあたり、実施要領と仕様書の内容について協議しました。
- ・ 令和4年7月20日（水）、ホームページにて募集要領等を公開しました。
- ・ 令和4年8月12日（金）、第2回専門部会を開催。
提案事業者によるプレゼン・質疑応答を実施し、審査を行いました。
- ・ 優先交渉権者（名鉄西部交通株式会社）と仕様書の内容を調整後、契約を締結します。

2. 実証実験の概要

別紙 2-2「犬山市デマンド交通運行業務委託仕様書」 参照

3. 今後の予定

事務局

◆実証実験に向けて、地元説明（周知）を行う。

<地元説明の流れ>

- ①役員に対して事業説明する。
- ②各町会長へ事業説明し、各町内での乗降場所を決定する。
- ③住民説明会を実施する。

エリア（今井地区・池野地区・前原台団地地区）ごとに実施する。

◆利用登録の準備（様式作成等）を進める。

◆マグネットシートの準備

運行事業者

◆各種手続きの書類を作成する。

◆実施体制を整える。